

業 務 等 回 答 書

公開日：令和8年 8月 4日

発 注 機 関 名	農政部農村振興課	公 告 日	令和8年7月21日
業 務 名 業 務 箇 所 名	令和8年度農業の担い手としての企業誘致事業業務		
質 問 内 容	・本事業の財源についてお伺いしたいのですが、本事業には国費（国庫支出金や国の補助金等）が含まれていますでしょうか。 ・仕様書 5 業務内容 (2)にある農地カルテの作成については、企業誘致を前向きに検討している区域100 区域すべてを想定していますでしょうか？または企業誘致に適した農地に絞ることを想定していますでしょうか？ ・仕様書 5 業務内容(3)「提案はオンライン又は対面により、作成した農地カルテごとに5回以上行うものとする。」の回数カウントについて質問です。特定の企業に複数の農地カルテを紹介した場合は、地域数分カウントされるという理解でよろしいでしょうか？		
回 答	・本事業の財源には、国の交付金である「地域未来交付金」が含まれます。 ・本事業において、仕様書 5 業務内容 (2)にある農地カルテは、仕様書 5 業務内容 (1)のイの意向調査により明らかにした「誘致を想定する区域」のうち、各区域の受入れ希望時期等を踏まえ、令和8年度において作成を要するもののみ作成することとします。 なお、県としては本事業で明らかにした「誘致を想定する区域」の全区域について、令和10年度までに農地カルテの作成を順次完了することを想定します。 ・仕様書 5 業務内容(3)「作成した農地カルテごとに5回以上行う」の回数カウントについて、1社の企業に対して複数の農地カルテを提案した場合は、当該提案に係る各農地カルテについてそれぞれ1回提案したものとして取り扱います。		